

# は じ め に

千葉県には600万人を越える県民が暮らしています。住宅は、これら県民一人ひとりにとって毎日の生活を営む場であり、生活の基盤となるものですが、同時に地域社会や都市景観を構成する重要な要素でもあります。住宅の持つ重要性は一貫して変わりはありませんが、住宅を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。「つくっては壊す」フロー消費型社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」ストック活用型社会へと変わっています。また、急速な少子高齢化の進展や生活様式の多様化など、社会経済情勢も大きく変化しています。

千葉県では、このような環境の変化に的確に対応しつつ、現在及び将来における県民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等を図り、さらに県民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成を図るため、「住生活基本法」に基づき、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とする「千葉県住生活基本計画」を平成19年3月に策定しました。

本計画は、『住生活を支える豊かな地域社会の実現』、『良質な住宅ストックの形成』、『良好な居住環境の形成』、『住宅市場の環境整備』、『住宅セーフティネットの確保』、『地域特性の応じた施策の展開』という6つの目標を掲げており、これに沿って施策を展開しています。そして、県民をはじめ、県、市町村、更には事業者、NPO等の民間団体が協働し、関係する分野で一層の連携を図っていくこととしています。

なお、この計画の計画期間が5年経過したことから、その間の社会経済情勢の変化を踏まえ、本年度改訂作業を進めています。

本書は、千葉県の住宅事情と住宅政策を取りまとめたものですが、これにより当課の業務を御理解いただくとともに、資料として御活用いただければ幸いです。